

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、令和五年四月一日から六月三十日までとする。

令和五年八月十八日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数
該当なし
- 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
該当なし
- 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額
該当なし
- 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
債務の免除 該当なし、その他 十二件
当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
二億六千七百三十四万六千円
処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
該当なし

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

- 一 福島県中通りの家電販売・修理業者（震災により施設等が損壊、近隣住民の減少により売上が減少）
 - 二 宮城県沿岸部の食品製造業者（震災により得意先の小売事業者が閉店し売上が減少）
 - 三 宮城県沿岸部の金属加工業者（津波により工場が損壊、設備、在庫等が水没）
 - 四 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により本社、店舗、工場等の施設が全壊、在庫等が流出）
 - 五 岩手県沿岸部の自動車板金・塗装業者（津波により工場兼事務所が全壊、設備等が流出）
 - 六 岩手県沿岸部の道路旅客運送業者（津波により事務所が全壊、自動車が流出）
 - 七 宮城県沿岸部の道路旅客運送業者（震災により事務所が損壊）
 - 八 岩手県沿岸部の水産加工業者（津波により工場、設備が全壊）
 - 九 青森県沿岸部の水産加工業者（津波により工場が損壊し、在庫等が流出、原発事故の影響により一時出荷が制限）
 - 十 岩手県沿岸部の葬祭業者（震災により施設が全壊）
 - 十一 岩手県沿岸部の自動車販売・整備業者（津波により設備、在庫が流出）
 - 十二 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により本社、工場が損壊、在庫が流出）
 - 十三 青森県沿岸部の貴金属製品業者（震災の影響で売上が減少）
- 対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額
一億八千三百十九万四千円